

県土利用に関する 施策の現況と課題

目 次

土地利用に関する施策の現況と課題

施策の体系	1
-------	---

土地利用に関する施策の現況と課題

① 農 用 地	3
② 森 林	16
③ 水面・河川・水路	32
④ 道 路	40
⑤ 宅 地	48
⑤ そ の 他	59

土地利用に関する現況と課題

国土利用計画（山梨県計画）で定めている目標達成に向かって県土の合理的利用を推進するためには、各種土地利用施策の現況を把握し、施策を進めていく上での課題を明らかにすることが必要である。

このため、国土利用計画（山梨県計画）で定めている「目標を達成するために必要な措置の概要」を基に、土地利用にかかる施策の体系を整理し、現況と課題を取りまとめた。

施策の体系

利用区分	基本施策	施 策	頁
農用地	・優良農地確保のための施策 ・農業農村の整備のための施策 ・農用地の有効利用のための施策 ・農村地域活性化のための施策	・農業振興地域として指定することが相 当な地域の保全	4
		・農地法の転用規制の的確な運用	6
		・農村総合整備事業の推進	8
		・土地改良事業の推進	10
		・認定農業者等の担い手の規模拡大	13
森林	・森林保全のための施策 ・林業基盤の整備のための施策	・中山間地域の整備、農村住環境の整備	15
		・森林の計画的整備	17
		・治山事業の推進	19
		・保安林の整備の推進	21
		・林地開発許可制度の運用	23
水面・河川・水路 （水面） （河川） （水路）	・水資源のための施策 ・河川の整備のための施策 ・水路の整備のための施策	・自然公園地域の指定	25
		・自然環境保全地区の指定	27
		・森林整備の推進	31
道路 （一般道） （農道） （林道）	・多目的ダムの適正な管理 ・河川改修事業等の推進 ・土地改良事業の推進	・一般道路の整備のための 施策	33
		・農道の整備のための施策	35
		・林道の整備のための施策	37
宅地 （住宅地） （工業用地）	・市街地の再開発のための 施策 ・宅地開発のための施策 ・工場の適正配置のための 施策	・周辺の環境と調和した道路建設等の推 進	41
		・都市計画街路整備事業の推進	43
		・土地改良事業等の推進	45
		・林道開設事業等の推進	47
		・市街地再開発事業等の推進	49
		・土地区画整理事業の推進	52
		・公的機関等による宅地供給	54
		・工場適地への誘導	58

利用区分	基本施策	施 策	頁
その他	・ 公共施設用地の確保のための施策	・ 公共施設の円滑な整備のための公払法等の適正な運用	60
	・ 未利用地の有効利用のための施策	・ 遊休土地制度による未利用地の有効利用	62
	・ 良好な環境の確保のための施策	・ 公園・緑地の計画的整備	64
		・ 投機的取引の排除、地価高騰の抑制	68
		・ レクリエーション施設の計画的整備	70

土地利用に関する施策の現況と課題

① 農用地

利用区分	農用地	基本施策	優良農用地確保のための施策
------	-----	------	---------------

現

況

(農業振興地域・農用地区域の現況)

(単位：ha)

年 度	農業振興地域	農 用 地 区 域		
			農 用 地	農業施設用地等
3	293,230	31,321	31,117	204
4	293,902	30,869	30,678	191
5	293,965	30,700	30,528	172
6	293,783	30,632	30,396	236
7	296,755	30,543	30,384	159
8	296,302	30,425	30,275	150
9	296,276	29,900	29,712	188
10	296,276	29,692	29,510	182
11	296,276	29,077	28,893	184
12	296,114	28,920	28,737	183
13	296,115	28,851	28,668	183
14	296,115	28,808	28,628	180
15	293,290	28,764	28,580	184
16	293,286	28,624	28,436	188
17	292,695	28,560	28,367	193
18	292,695	28,396	28,202	194
19	292,696	28,527	28,334	193
20	292,613	28,241	28,036	205
21	292,594	28,108	27,408	700
22	292,594	27,938	27,135	803
23	294,522	27,926	26,248	1,678
24	294,522	27,913	25,885	2,028
25	294,522	27,710	25,868	1,842
26	294,522	27,547	25,660	1,887
27	294,472	27,497	25,245	2,252
28	294,472	27,447	25,076	2,371
29	294,472	27,046	24,620	2,426
30	294,472	27,613	24,900	2,713
元	294,472	27,572	24,811	2,762
2	294,472	27,483	24,766	2,717
3	294,472	27,414	24,567	2,846
4	294,472	27,365	24,434	2,931
5	294,472	27,284	24,301	2,983

※平成 21 年度から「農業施設用地等」には、山林原野が含まれる。

施 策	農業振興地域として指定することが相当な地域の保全	担 当 課	農 村 振 興 課
-----	--------------------------	-------	-----------

課	題
1 農業と農業以外の土地利用は、優良農地の確保を前提に、次により行っている。 (1) 地方公共団体等が農用地区域内の土地を公用公共用施設の用に供する場合には、農業振興地域整備計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第 16 条に規定される地方公共団体の責務にかんがみ、農振法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう調整を図る。 (2) その他の都市的開発については、各市町村農業振興地域整備計画の農業振興方向を検討し、農業振興上支障の少ない地域を選定するよう調整を図る。	

利用区分	農用地	基本施策	優良農用地確保のための施策
------	-----	------	---------------

現

況

農地の転用状況

(単位：ha)

年	総 数	許 可	届 出	許可、届出以外
13	204.5	152.1	23.0	29.4
14	226.1	159.2	23.8	43.1
15	207.3	152.1	21.2	34.0
16	207.4	147.1	21.6	38.7
17	196.6	157.0	19.0	20.6
18	161.8	123.2	14.1	24.5
19	186.0	133.2	29.8	23.0
20	162.1	109.3	17.2	35.6
21	165.2	107.2	32.4	25.6
22	393.4	93.1	17.4	282.9
23	125.4	87.4	24.0	14.0
24	137.4	78.8	17.8	40.8
25	151.1	112.9	28.5	9.7
26	187.4	146.4	26.2	14.8
27	138.5	113.0	16.5	9.0
28	167.8	123.0	29.9	14.8
29	155.9	128.2	16.3	11.4
30	244.5	123.1	17.7	103.7
31	231.1	110.2	17.3	103.5
2	161.2	113.0	14.3	33.9
3	194.9	122.9	17.3	54.6
4	167.4	118.6	19.2	29.6
5	162.8	96.0	13.3	53.5

目的別転用面積

(単位：ha)

年	総 数	住 宅	鉱工業	公共施設	植林等	その他
13	204.5	81.2	3.2	21.6	12.7	85.8
14	226.1	78.9	7.1	26.2	16.4	97.5
15	207.3	78.3	1.6	26.9	10.3	90.2
16	207.4	70.7	0.9	32.0	8.8	95.0
17	196.6	65.0	17.0	38.5	27.5	48.6
18	161.8	54.9	4.2	24.0	8.9	69.8
19	186.0	57.8	3.2	23.8	7.1	94.1
20	162.1	50.9	3.3	35.6	13.4	58.9
21	165.2	46.6	9.3	25.8	16.5	67.0
22	393.4	50.3	7.8	27.4	8.9	299.0
23	125.4	47.4	2.5	14.7	5.0	55.8
24	137.4	47.9	0.5	40.8	4.2	44.0
25	151.1	49.8	0.5	11.3	4.2	85.3
26	187.4	45.6	0.8	10.0	14.7	116.3
27	138.5	45.5	0.9	6.1	7.4	78.6
28	167.8	52.3	7.1	6.3	6.1	96.0
29	155.9	55.4	10.7	6.5	3.7	79.6
30	244.5	53.6	7.4	7.4	59.5	116.6
31	231.1	54.0	2	6.9	101.2	67.5
2	161.2	47.3	3.9	10.7	23.8	75.5
3	194.9	55.9	7.9	11.8	27.4	91.8
4	167.4	51.3	20.9	7.3	25.7	62.2
5	162.8	43.1	1.8	6.4	45.5	66.0

施 策	農地法の転用規制の的確な運用	担 当 課	農 村 振 興 課
-----	----------------	-------	-----------

課		題
- 農地転用の規制は、優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応しつつ、農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、その合理化を図ることにある。 - 農業上及び農業以外の合理的土地利用の観点から、好ましくない農地の転用及び違反転用を防止するため、各地域において指導、相談に直接あたっている農業委員及び農業委員会事務局職員の資質の向上のための担当国会議等を随時開催している。		
(1) 毎	月	各農務事務所農地転用担当国会議（農地研究会）
(2) 随	時	農務事務所別農業委員会事務局担当国会議
(3) 年	1 回	市町村農業委員会新任者研修会（山梨県農業会議主催）
(4) 地区ごと	年 1 回	農業委員会地区別研修会（山梨県農業会議主催）
(5) 年	1 回	農業委員会事務局長・担当国会議（山梨県農業会議主催）

利用区分	農用地	基本施策	農業農村の整備のための施策
------	-----	------	---------------

現			況		
農村総合整備事業（農村総合整備計画・農村整備モデル事業）の進捗状況					
H9.3月末時点					
市町村名	農村総合 整備計画 作成年度	農村総合整備モデル事業			進捗率 (%)
		実施計画 年 度	着工年度	総事業費 (百万円)	
都留市	49	48	49	2,074	100
北杜市 (長坂町)	49	48	49	2,082	100
北杜市 (須玉町)	49	49	50	1,896	100
南アルプス市 (櫛形町)	49	49	50	1,913	100
笛吹市 (御坂町)	49	49	50	1,682	100
大月市	49	50	51	1,948	100
北杜市 (高根町)	49	50	51	1,494	100
南部町 (富沢町)	50	51	52	1,887	100
南部町 (南部町)	50	51	52	1,918	100
韮崎市	51	52	53	1,650	100
南アルプス市 (甲西町)	51	52	53	2,073	100
北杜市 (武川村)	52	53	54	2,018	100
甲府市 (中道町)	53	54	55	1,491	100
富士川町 (鯉沢町)	53	54	55	1,814	100
上野原市 (上野原町)	55	56	57	1,962	100
市川三郷町 (六郷町)	56	57	58	1,236	100
身延町 (中富町)	57	58	59	872	100
北杜市 (明野村)	58	59	60	1,596	100
合 計				31,606	

施 策	農村総合整備事業の推進	担 当 課	耕 地 課
-----	-------------	-------	-------

課	題
利用区分のうち、農用地を対象として、優良農用地確保・維持のため、農業基盤等の整備とあわせて農村の環境基盤施設などを総合的に整備するものである。 平成 9 年度までに全地区終了した。	

利用区分	農用地	基本施策	農業農村の整備のための施策
------	-----	------	---------------

現	況
現在関連事業として 1 畑地帯総合整備事業 2 経営体育成基盤整備事業 3 かんがい排水事業 4 広域営農団地農道整備事業 5 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 6 基盤整備促進事業 7 農地防災事業 8 中山間地域総合整備事業 9 地域用水環境整備事業 10 農地環境整備事業	

施 策	土地改良事業の推進	担 当 課	耕 地 課
-----	-----------	-------	-------

課	題
1	農業基盤整備事業の遅れから生産性の向上が図れず、将来的に地域の農業が停滞する恐れがある。 このため、地域との話し合いを徹底し、農業ビジョンを明確にした上で、必要な基盤整備を重点的に推進していく必要がある。
2	基幹的なかんがい排水施設の整備については、おおむね望ましい水準に達してきているが、今後水利用の合理化、高度利用化等への対応を踏まえ、整備水準の見直しや施設の長寿命化について検討していく必要がある。 また、一層の省力化や生産性の向上を図るため、農地の形状や勾配の修正を行うとともに、農地の集積や汎用化を推進していく必要がある。
3	農道については、農業機械の大型化を踏まえ、整備水準の見直しや長寿命化、維持管理の適正化について検討していく必要がある。
4	今後さらに混住化等の進展が予想される中、優良農用地を保全し、基盤整備の効果を十分に発揮させていくためには、計画的な土地利用対策が必要である。
5	本県の農業を維持・発展していくためには担い手の確保が重要であり、就業環境や生活環境の改善など、農村の定住条件の整備についても十分配慮していく必要がある。
6	基盤整備の効果をやまなし農業の発展に活かしていくためには、今後の農業構造の展望を把握する必要がある。以下にその視点を示す。 イ) 多様な担い手づくりの推進 ロ) 担い手への農地集積の推進 ハ) 県産農産物のブランド力の強化 ニ) 農業の6次産業化の推進 ホ) 野生鳥獣被害防止対策の強化
7	さらに、豊かな水と緑に恵まれた農村地域のうるおいとやすらぎの空間を保全していくため、環境との調和に配慮した整備を行うとともに、農地や農業用施設を地域ぐるみで守る活動を推進する必要がある。

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	畑地帯総合整備事業	畑地帯における担い手農家の経営安定等に資するため、農業用排水路、農道、区画整理などの農業生産基盤整備と関連する環境整備を総合的に実施する。
	経営体育成基盤整備事業	将来の農業を担う効率的で安定した経営体（担い手）を育成し、その担い手が地域の農業の中心的役割となれるよう、必要となる区画整理や水路、農道等の整備を実施する。
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	優良農地の保全、農地集積を推進するため、農道や水路、ほ場整備などの基盤整備と耕作放棄地の解消、発生防止のための関連支援策を一体的に実施する。

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課												
県	畑地帯総合整備事業 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">実績（R4年まで）</th><th colspan="2">計画（R5以降）</th></tr><tr><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th></tr><tr><td>18地区一式</td><td>22, 486, 236</td><td>19地区一式</td><td>15, 375, 710</td></tr></table> 現在実施中の地区	実績（R4年まで）		計画（R5以降）		事業量	事業費	事業量	事業費	18地区一式	22, 486, 236	19地区一式	15, 375, 710	耕 地 課
実績（R4年まで）		計画（R5以降）												
事業量	事業費	事業量	事業費											
18地区一式	22, 486, 236	19地区一式	15, 375, 710											
県	経営体育成基盤整備事業 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">実績（R4年まで）</th><th colspan="2">計画（R5年以降）</th></tr><tr><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th></tr><tr><td>7地区一式</td><td>5, 066, 268</td><td>8地区一式</td><td>3, 578, 732</td></tr></table> 現在実施中の地区	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		事業量	事業費	事業量	事業費	7地区一式	5, 066, 268	8地区一式	3, 578, 732	耕 地 課
実績（R4年まで）		計画（R5年以降）												
事業量	事業費	事業量	事業費											
7地区一式	5, 066, 268	8地区一式	3, 578, 732											
県	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">実績（R4年まで）</th><th colspan="2">計画（R5年以降）</th></tr><tr><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th></tr><tr><td>2地区一式</td><td>1, 197, 668</td><td>3地区一式</td><td>2, 600, 332</td></tr></table> 現在実施中の地区	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		事業量	事業費	事業量	事業費	2地区一式	1, 197, 668	3地区一式	2, 600, 332	耕 地 課
実績（R4年まで）		計画（R5年以降）												
事業量	事業費	事業量	事業費											
2地区一式	1, 197, 668	3地区一式	2, 600, 332											

利用区分	農用地	基本施策	農用地の有効利用のための施策
------	-----	------	----------------

施 策	農業の担い手の規模拡大	担 当 課	担い手・農地対策課
-----	-------------	-------	-----------

課	題
農地中間管理機構を活用し、規模縮小やリタイヤする農家の農地を有効に活用するため、農用地を効率的に利用し、生産性の高い農業経営を営むことが期待される認定農業者等を中心に、農用地の集積を図る。	

利用区分	農用地	基本施策	農村地域活性化のための施策
------	-----	------	---------------

現	況
農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、地域の立地条件に沿った農業の展開と農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土、環境の保全を図るものである。	

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	中山間地域総合整備事業	振興山村、過疎地域等の指定を受けた市町村、又は、林野率 50%以上で、かつ農用地の主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の面積が 50%以上を占める地域、及びこれに準ずる地域において、農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備することで、農業・農村の活性化を図る。
	農地環境整備事業	この事業は、耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開の見込めない区域と、営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄地に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施する。

施 策	中山間地域の整備、農村住環境の整備	担 当 課	耕 地 課
-----	-------------------	-------	-------

課 題
特色ある自然条件を活かした農林水産物の供給、農山村の景観保存や伝統文化の伝承、レクリエーションの場等、自然環境を考えた農業、農村の振興を図る。

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課												
県	中山間地域総合整備事業 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">実績（R4まで）</th><th colspan="2">計画（R5年以降）</th></tr><tr><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th></tr><tr><td>11地区一式</td><td>20,651,068</td><td>11地区一式</td><td>7,967,595</td></tr></table> 現在実施中の事業	実績（R4まで）		計画（R5年以降）		事業量	事業費	事業量	事業費	11地区一式	20,651,068	11地区一式	7,967,595	耕 地 課
実績（R4まで）		計画（R5年以降）												
事業量	事業費	事業量	事業費											
11地区一式	20,651,068	11地区一式	7,967,595											
県	農地環境整備事業 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">実績（R4年まで）</th><th colspan="2">計画（R5年以降）</th></tr><tr><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th></tr><tr><td>2地区一式</td><td>2,403,731</td><td>2地区一式</td><td>521,269</td></tr></table> 現在実施中の事業	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		事業量	事業費	事業量	事業費	2地区一式	2,403,731	2地区一式	521,269	耕 地 課
実績（R4年まで）		計画（R5年以降）												
事業量	事業費	事業量	事業費											
2地区一式	2,403,731	2地区一式	521,269											

② 森林

利用区分	森林	基本施策	森林保全のための施策
------	----	------	------------

現		況			
1 森林の面積（地域森林計画対象森林）、山地災害防止機能維持増進森林面積 (単位：ha)					
森林計画区	富士川上流	富士川中流	山梨東部	合計	
森林の面積（ha）	147,060	88,436	107,355	342,851	
山地災害の防止（ha）	68,506	29,630	32,414	130,549	
※各項目の面積は森林計画区ごとの面積を四捨五入したものであり、合計と一致しない。					
2 森林計画区ごとの森林保全のための計画					
事業名	森林計画区	富士川上流	富士川中流	山梨東部	合計
	計画期間	R4～R13	R2～R11	R6～R15	
実施すべき治山事業の数量(地区)		242	200	194	636
保安林指定(ha)		2,014	776	6,540	9,330
保安林解除(ha)		5	20	4	29

施 策	森林の計画的整備	担 当 課	森 林 整 備 課 治 山 林 道 課
-----	----------	-------	------------------------

課	題
県土の保全、水源涵養などの森林の公益的機能の向上を図るため、計画的に適正な森林の整備を実施していく必要がある。	

利用区分	森林	基本施策	森林保全のための施策
------	----	------	------------

現 況														
治山事業の推移 (単位：ha)														
事業名		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	
国庫補助治山事業	一般治山	復 旧 治 山	18	23	19	12	16	23	8	8	10	14	13	6
		予 防 治 山	2	6	3	2	1	2	1	1	1	1	2	1
		水 土 保 全 治 山	10	13	3	1	1	7	1	1	1	0	1	1
		地 す べ り 防 止	7	15	7	18	4	4	1	1	1	0	0	6
		水 源 地 域 整 備	13	43	5	4	2	76	3	27	9	3	14	18
		防 災 対 策 総 合 治 山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		保 安 林 管 理 道 整 備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		国 有 林 内 補 助 治 山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		環 境 保 全 保 安 林 整 備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		防 災 林 造 林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保 安 林 整 備	保 安 林 改 良	571	494	329	136	228	222	226	235	262	295	218	208
		保 育	680	529	513	311	322	302	257	239	222	201	199	177
		特 定 保 安 林 整 備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		1,251	1,023	842	447	550	524	483	474	484	496	417	385
災 害		4	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	
計		1,305	1,123	879	484	574	636	498	513	506	514	447	417	
県単独治山事業	小規模治山	危 険 地	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
		民 有 林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
		地 震 対 策 民 有 林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		治 山 施 設 維 持	2	—	1	—	—	1	1	—	—	1	1	1
	計		3	1	2	1	1	2	2	2	1	3	3	3

1 国庫補助治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る上で必要不可欠な事業として、森林法及び地すべり等防止法に基づいて実施している。

令和元年度からは、国が策定した「森林整備保全事業計画」(R1～R5)に基づき、安心・共生の視点から、防災対策の推進と身近な生活環境を保全する森林としての保安林の保全について、5年間の成果目標を国へ報告するとともに、県においても、「山梨県社会資本整備重点計画」の中で、土石流被害の防止や水源涵養機能の向上に資する事業として、同じく5年間の成果指標を定めた。

2 県単独治山事業

国庫補助の対象とならない小規模崩壊地の復旧、治山施設維持等を計画的に実施している。

1 国庫補助治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る上で必要不可欠な事業として、森林法及び地すべり等防止法に基づいて実施している。

令和元年度からは、国が策定した「森林整備保全事業計画」(R1～R5)に基づき、安心・共生の視点から、防災対策の推進と身近な生活環境を保全する森林としての保安林の保全について、5年間の成果目標を国へ報告するとともに、県においても、「山梨県社会資本整備重点計画」の中で、土石流被害の防止や水源涵養機能の向上に資する事業として、同じく5年間の成果指標を定めた。

2 県単独治山事業

国庫補助の対象とならない小規模崩壊地の復旧、治山施設維持等を計画的に実施している。

施 策	治山事業の推進	担 当 課	治 山 林 道 課
-----	---------	-------	-----------

課	題
国庫補助、県単独事業ともに、事業対象箇所の決定にあたっては、保全対象の重要度や事業効果の度合いについて精査した上で重点的な計画策定をしている。	

利用区分	森林	基本施策	森林保全のための施策
------	----	------	------------

現

況

1 保安林指定、解除状況

(単位：ha)

2 種類別保安林面積

(単位：ha)

年度	所有 区分	区分	
		指定	解除
23	民有林	181	6
	国有林	0	0
	計	181	6
24	民有林	822	4
	国有林	0	0
	計	822	4
25	民有林	132	1
	国有林	0	0
	計	132	1
26	民有林	7	1
	国有林	0	0
	計	7	1
27	民有林	297	1
	国有林	0	0
	計	297	1
28	民有林	38	1
	国有林	0	0
	計	38	1
29	民有林	3	6
	国有林	0	0
	計	3	6
30	民有林	372	2
	国有林	0	0
	計	372	2
元	民有林	77	1
	国有林	0	0
	計	77	1
2	民有林	26	0
	国有林	0	0
	計	26	0
3	民有林	57	1
	国有林	0	0
	計	57	1
4	民有林	123	1
	国有林	0	0
	計	123	1
5	民有林	100	2
	国有林	0	0
	計	100	2

年度	総数	保安林種			
		水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他
23	(12,024)	164,102	34,981	14	(12,024)
	200,715				1,619
24	(12,024)	164,593	35,308	14	(12,024)
	201,534				1,619
25	(12,024)	164,626	35,406	14	(12,024)
	201,665				1,619
26	(12,024)	164,628	35,410	14	(12,024)
	201,671				1,619
27	(12,024)	164,765	35,569	14	(12,024)
	201,967				1,619
28	(12,024)	164,765	35,607	14	(12,024)
	202,005				1,619
29	(12,024)	164,758	35,610	14	(12,024)
	202,002				1,619
30	(12,024)	164,994	35,704	14	(12,024)
	202,372				1,660
元	(12,033)	165,014	35,751	14	(12,033)
	202,439				1,660
2	(12,033)	165,014	35,777	14	(12,033)
	202,466				1,660
3	(12,033)	165,023	35,824	14	(12,033)
	202,522				1,660
4	(12,033)	165,065	35,905	14	(12,033)
	202,644				1,660
5	(12,039)	165,075	35,987	14	(12,039)
	202,737				1,660

関 連 事 業	施 策 名	施 策 の 内 容
	保安林整備管理事業	保安林の整備及び適切な管理 ・ 保安林標識の設置 ・ 保安林の巡視 ・ 保安林の指定及び解除

施 策	保安林の整備の推進	担 当 課	治 山 林 道 課
-----	-----------	-------	-----------

課	題
1 本県の保安林配備状況 (1) 保安林種は水源かん養保安林が 81%と最も多く、土砂流出防備保安林が 18%、その他の保安林が 1%の配備率である。 (2) 本県は県有林が多く、したがって森林に対する指定率は高く、森林面積に対して 58.4% (令和 5 年度末) である (全国平均 49.0%、令和 5 年 3 月 31 日)。 2 今後の課題 昭和 29 年以来、保安林整備計画に基づく計画的な保安林の整備に努めてきた結果、保安林の配備について、ほぼ目標が達成される等、成果を収めたところである。 今後は地域森林計画等に基づき、①水源涵養のための保安林の配備、②災害防備のための保安林の配備、③保健、風致の保存等のための保安林の配備の三点を積極的に取り組む必要がある。	

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課
県	(実績) 保安林の指定及び解除状況のとおり。 (計画) 保安林における所期の機能確保を図るべく、機能の低下している保安林に対し、保安林整備事業によって整備を図っていく。	治山林道課

利用区分	森林	基本施策	森林保全のための施策
------	----	------	------------

現

況

1 開発状況

(単位：ha)

年度	総数	開発許可		年度	総数	開発許可	
		開発許可	連絡調整			開発許可	連絡調整
24	27	17	10	30	24	23	1
25	38	20	18	1	24	24	0
26	83	58	25	2	41	22	19
27	57	34	23	3	6	5	1
28	9	9	0	4	14	5	9
29	59	44	15	5	5	3	2

2 開発目的別許可面積

(単位：ha)

年度	総数	事業場	住宅	別荘	ゴルフ場	レジャー施設	農用地	土石採取	道路	その他
24	17	8	-	-	-	4	-	-	5	-
25	20	17	-	-	-	-	-	-	3	-
26	58	51	-	-	-	-	-	-	-	7
27	34	30	-	-	-	-	4	-	-	-
28	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-
29	44	41	-	-	3	-	-	-	-	-
30	23	15	-	-	-	-	-	-	-	8
1	24	21	-	-	-	-	-	-	3	-
2	22	22	-	-	-	-	-	-	-	-
3	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
4	5	-	-	-	-	5	-	-	-	-
5	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-

3 開発目的別連絡調整面積

(単位：ha)

年度	総数	事業場	学校用地	宅地	公園広場	農用	鉄道ダム	土石採取	道路	その他
24	10	-	-	-	-	-	-	-	10	-
25	18	-	-	3	-	-	-	-	6	9
26	25	14	-	-	-	7	-	-	3	1
27	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-
28	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	15	-	-	-	-	15	-	-	-	-
30	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	19	9	-	-	-	8	-	-	2	-
3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
4	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-
5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2

施 策	林地開発許可制度の運用	担 当 課	森 林 整 備 課
-----	-------------	-------	-----------

課	題
無許可の林地開発により、土砂の流出等の災害が発生するおそれがあるため、無許可の林地開発の早期発見と厳格な指導・監督を行う必要がある。	

利用区分	森林	基本施策	森林保全のための施策
------	----	------	------------

現				況			
自然公園現況				(令和6年3月31日現在)			
区分	公園名	関係(県)市町村名	公園指定				県土面積に対する比率(%)
			指定年月日	面積(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)	
国立公園	富士箱根	(山梨、静岡、神奈川、東京) 富士吉田市、西桂町、忍野村、 山中湖村、富士河口湖町、 鳴沢村、身延町	昭和11年 2月1日	36,796	23,485 特保 3,229 第1種 2,065 第2種 7,760 第3種 10,431	13,311	8.2
	秩父多摩 甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野) 甲府市、甲州市、山梨市、 甲斐市、北杜市、小菅村、 丹波山村	昭和25年 7月10日	46,834	24,452 特保 1,666 第1種 3,557 第2種 9,371 第3種 9,858	22,382	10.5
	南アルプス	(山梨、長野、静岡) 韮崎市、南アルプス市、北杜市、 早川町	昭和39年 6月1日	18,286	18,286 特保 4,037 第1種 2,293 第2種 1,028 第3種 10,928	-	4.1
	計			101,916	66,223	35,693	22.8
国定公園	八ヶ岳	(山梨、長野) 北杜市	昭和39年 6月1日	4,088	4,088 特保 356 第1種 36 第2種 46 第3種 3,650	-	0.9
	中信高原						
	計			4,088	4,088	-	0.9
県立自然公園	四尾連湖	市川三郷町	昭和34年 4月2日	362	50	312	0.08
	南アルプス 巨摩	韮崎市、南アルプス市、北杜市、 富士川町、身延町、 早川町	昭和41年 4月1日	14,841	14,841 第1種 113 第2種 557 第3種 14,171	-	3.3
	計			15,203	14,891	312	3.4
自然公園合計		(県土面積 446,527ha)		121,207	85,202	36,005	27.1

施 策	自然公園地域の指定	担 当 課	自然共生推進課
-----	-----------	-------	---------

課	題
人と自然のふれあい志向の高まりの中で、自然公園の役割は一層増してきており、国立公園、国定公園及び県立自然公園の保護管理の強化を図るとともに、調和のとれた利用を進める必要がある。	

利用区分	森林	基本施策	森林保全のための施策
------	----	------	------------

現			況				
自然環境保全地区の状況			(令和6年3月31日現在)				
区 分		名 称	場 所	所有区分 (ha)			
				国有地	県有地	民有地	計
自然環境保全地区	自然保存区	小金沢山	甲州市塩山上萩原、下萩原、牛奥 大月市大月町真木 〃 七保町瀬戸、奈良子 甲州市大和町初鹿野、田野		612		612
		小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
		滝子山	大月市筷子町白野、初狩町下初狩		37		37
		三ッ峠山	都留市大幡		140		140
		御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸 南都留郡道志村		55	41	96
		七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久 北杜市須玉町若神子	3	44	1	48
		黒岳	笛吹市御坂町上黒駒		12		12
		七面山	南巨摩郡早川町赤沢 〃 身延町身延		147	51	198
		笹ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
		篠井山	南巨摩郡南部町成島、富士、楮根		74	19	93
		大岩山	北杜市白州町大武川		241		241
		大平	北杜市白州町上教来石		15		15
		清水谷	北杜市白州町上教来石		22		22
	景観保存区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165		165
		小檜山	山梨市牧丘町北原		13		13
		大滝不動尊	甲州市勝沼町菱山			40	40
		竜門峡	甲州市大和町初鹿野、田野、木賊		18	48	66
		戸川溪谷	南巨摩郡富士川町小室、平林		28	2	30
		雨畑湖	南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
		保川溪谷	南巨摩郡早川町保		9	61	70
		早川溪谷	南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
		富士川溪谷	南巨摩郡南部町富士			44	44
		観音峠・茅ヶ岳	甲斐市上芦沢 北杜市須玉町江草、金ヶ岳		401		401
		紅葉橋	北杜市須玉町江草、比志		47	3	50
		八ヶ岳川俣	北杜市大泉町西井出		132		132
		歴史景観保全地区	塩の山	甲州市塩山上於曾			34
	岩殿山		大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
	白山城		韮崎市神山町鍋山			12	12
	山梨岡		笛吹市春日居町鎮目			16	16
	谷戸城		北杜市大泉町谷戸			6	6
	世界遺産景観保全地区	富士山北麓	富士吉田市、南都留郡山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町の各一部		2,937	10,138	13,075
	自然活用地区	乙女高原	山梨市牧丘町北原		91		91

施 策	自然環境保全地区の指定	担 当 課	自然共生推進課
-----	-------------	-------	---------

課	題
自然環境保全地区は、32 箇所、16,725ha が指定されており、その管理について県、市町村、地域住民との連携の中で、万全を期する。 また、未指定の地域についても必要に応じて調査し、指定を検討する。	

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	自然環境保全企画調査事業	自然環境保全基礎調査の実施
	自然環境保全地区等指定管理事業	自然環境保全地区等の指定及び管理の委託 自然環境保全地区等の土地所有者に対する交付金の交付
	高山植物等保護対策事業	自然公園高山岳地域（南アルプス、八ヶ岳、奥秩父）の希少野生動植物種の保護・調査のためのパトロール
	自然監視員活動事業	自然環境保全地区等の監視、指導を行うため、自然監視員を委嘱・任命
	啓発指導事業	自然保護大会の実施
	「八ヶ岳環境と文化のむら」運営事業	自然環境保全活動拠点の運営（H6～）

事業主体	実 績	計 画	所 管 課
国	自然環境保全基礎調査	種の多様性調査	自 然 共 生 推 進 課
県	自然環境保全地区の指定・管理 「森林の保全」自然環境保全地区の状況のとおり		
県	山岳レインジャー配備 県山岳連盟委託 延べ 192 人	山岳レインジャー配備	
県	自然監視員配置 128 人	自然監視員の委嘱・任命	
県	自然保護大会の実施 令和 5 年 7 月 1 日 山梨市民会館	自然保護大会の実施	
県	「八ヶ岳環境と文化のむら」運営	「八ヶ岳環境と文化のむら」運営	

利用区分	森林	基本施策	林業基盤の整備のための施策
------	----	------	---------------

現

況

人工林の現況（県有林＋民有林）（令和6年3月31日現在）

森林面積	人工林面積	人工林率
342,851ha	149,809ha	44%

人工造林の推移

年度 \ 区分	再造林 (ha)	拡大造林 (ha)	計 (ha)
17	52	68	120
18	45	88	133
19	84	50	134
20	112	73	185
21	80	62	142
22	142	74	216
23	146	67	213
24	243	24	267
25	189	31	220
26	106	43	149
27	120	21	141
28	172	31	203
29	167	13	180
30	205	21	226
1	135	9	144
2	179	0	179
3	201	0	201
4	257	0	257
5	202	0	202

注)

再造林：人工林伐採跡地に対する造林

拡大造林：天然林伐採跡地又は原野等に対する造林

国有林を除く

1 戦後積極的に推進された造林事業により、民有林（県有林を含む）の森林面積 342,851ha のうち、令和6年3月31日現在における人工林面積は、149,809ha（約 44%）に達している。

2 人工林のうち、利用可能な 10 齢級以上（46 年生以上）の森林が約 81%にあたる 121,345ha を占めており、高齢級の森林が増加している。

3 再造林面積は年度により増減が見られる一方で、拡大造林面積は減少傾向にあり、令和5年度は、再造林面積 202ha、拡大造林面積 0ha となっている。

関連事業（制度・事業）	施策名	施策の内容
	造林事業	森林の持つ多面的機能の発揮のため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に実施する。 主な事業要件 （１）事業主体 県、市町村、森林組合、森林所有者等 （２）面積要件 １施行地 0.1ha 以上

施 策	森林整備の推進	担 当 課	森 林 整 備 課
-----	---------	-------	-----------

課	題
木材価格の低迷や林業労働力の減少、不在村森林所有者の増加等により、手入れの行き届かない森林が見られることから、適正な森林の管理に向け、作業道等の基盤整備や、森林組合等による計画的、組織的な森林整備を推進する必要がある。	

事業主体	実 績			所 管 課
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
県				森林整備課
市 町 村	(1) 人工造林			
森林組合、	・ 植栽	190ha	240ha	
森林所有者	・ 樹下植栽	11ha	17ha	
等	(2) 保 育			
	・ 除間伐等	6,088ha	6,313ha	
	・ 枝打ち	56ha	55ha	
	(3) 森林作業道	36.9km	49.9km	28.0km

③ 水面・河川・水路

利用区分	水面・河川・水路（水面）	基本施策	水資源のための施策
------	--------------	------	-----------

現		況		
ダムの適正な運用に努めるため、施設や設備の維持管理を行っているが、山梨県管理ダムは完成から数十年経過しており、施設や設備等の老朽化が進行しているため、計画的に修繕・改良を実施する必要がある。				
ダムの諸元				
名 称	目 的	湛水面積（ha）	有効貯水容量（千m ³ ）	工 期
広瀬ダム	F・N・A・W・P	55	11,350	S50.3 完成
荒川ダム	F・N・W・(P)	41	8,600	S61.3 完成
大門ダム	F・N・W・(P)	19	2,350	S63.3 完成
塩川ダム	F・N・A・W・P	43	8,900	H10.6 完成
深城ダム	F・N・W・P	32	5,140	H17.3 完成
琴川ダム	F・N・W・P	30	4,750	H20.3 完成

注：目的のFは洪水調節
Nは不特定用水、河川維持用水
Aはかんがい用水
Wは上水道用水
Pは発電
(P)は管理用発電

施 策	多目的ダムの適正な管理	担 当 課	治 水 課
-----	-------------	-------	-------

方	針
各ダムの適正な運用に努めるとともに、老朽化した施設や設備等について、計画的に修繕・改良を図る。	

利用区分	水面・河川・水路（河川）	基本施策	河川の整備のための施策
------	--------------	------	-------------

現		況		
(河川改修の現況) 県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。 今後も、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所において重点的・集中的に河川改修を行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。 (河川整備の目標) 河川整備計画における整備対象河川において、残事業区間がある河川の整備を優先的かつ重点的に進める。 残事業区間がある河川の整備計画延長 49,865m のうち、令和5年度末で 31,227m が概成している。				
	整備計画延長	整備延長	整備率	備考
現況	49,865m	31,227m	63%	令和5年度末
計画		35,171m	71%	山梨県社会資本整備重点計画 (R2～R9)

施 策	河川改修事業等の推進	担 当 課	治 水 課
-----	------------	-------	-------

方	針
県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き河川の未整備箇所において、台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させる河川改修工事を実現する。 今後も、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、重点箇所を中心に整備を行い、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用を推進する。	

利用区分	水面・河川・水路（水路）	基本施策	水路の整備のための施策
------	--------------	------	-------------

現	況
農業用の水路については、その機能から、用水路、排水路、用排水兼用水路に分類される。 ほ場整備、かんがい排水事業等で用排水分離による整備が積極的に進められているが、今後、水田の汎用化をさらに推進するため、老朽化等により機能低下を来している水路については、計画的に整備を図る必要がある。 用排水路やため池等の農業用水利施設は、農村景観にうるおいと安らぎを与えている。	

	施 策 名	施 策 の 内 容
関連事業（制度・事業）	県営かんがい排水事業	受益面積 200ha 以上の農用地について、用排水施設の整備を行う。 また、水管理システムの合理化、多目的化を行うため、系統的な機能をもつ施設の整備を行い、畑作農業の振興を図るものである。

施 策	土地改良事業の推進	担 当 課	耕 地 課
-----	-----------	-------	-------

課	題
1 用排水が分離され、耕地の汎用化がなされている地域は問題ないが、水路の大部分が用排水兼用であり、排水効果が十分ではないので、今後とも整備が必要である。 2 近年、土地利用の形態が農業以外に供されることが多くなる中で、農業用が主であった水路が農業以外の雑排水等の流入により汚濁等を起こさないよう対策が必要である。 3 用排水路の改修にあたっては、農村環境や生態系保全を考慮した工法の検討が必要である。 4 水利施設の相当数は、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから老朽化が進行しており、適時適切に対策を実施することにより、ライフサイクルコストを低減しつつ、施設の長寿化を図る。	

事業主体	実 績 ・ 計 画				所 管 課	
県	県営かんがい排水事業				耕 地 課	
	(単位：千円)					
	工 種	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		
		事業量	事業費	事業量		事業費
	用水路工	16.1km	3,309,410	0.8km		1,210,590
現在実施中の事業						

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	農地防災事業	農地や農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農地の土壌汚染若しくは農業用水の汚濁を防止し、又は地盤沈下等により低下した農地や農業用施設の機能の回復を図ること等により、農業生産の維持と農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的とした事業である。
	地域用水環境整備事業	用排水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、これら施設の有する水辺空間等を活用した快適な生活環境の整備を行うため、親水、遊水施設、生態系保全施設及び造成施設の利用保全を図るための施設等を整備する事業である。

事業主体	実 績 ・ 計 画				所 管 課	
県	県営農地防災事業				耕 地 課	
	(単位：千円)					
	工 種	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		
		事業量	事業費	事業量		事業費
	ため池整備等	26地区一式	7, 513, 896	31地区一式		6, 439, 104
現在実施中の事業						
県	地域用水環境整備事業					
	(単位：千円)					
	工 種	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		
		事業量	事業費	事業量	事業費	
	水路工	L＝2573m	628, 994	L＝455m	146, 006	
現在実施中の事業						

④ 道路

利用区分	道路（一般道路）	基本施策	一般道路の整備のための施策
------	----------	------	---------------

現				況					
道路現況表									
令和5年3月31日現在（単位：km、％）									
道路種別		実延長	改良済	率	舗装済	率	歩道設置済	緑化済	路線数
国 道	指 定 区 間	240.3	240.3	100	240.3	100			(4)
	指 定 区 間 外	343.8	316.9	92	343.8	100	140.6	48.0	(9)
	計	584.1	557.2	95	584.1	100	140.6	48.0	12
県 道	主 要 地 方 道	650.9	590.6	91	650.9	100	261.1	58.9	36
	一 般 県 道	846.2	568.3	67	781.4	92	161.8	30.2	136
	計	1,497.2	1,158.8	77	1,432.3	96	422.9	89.1	172
国県道合計		2,081.3	1,716.0	82	2,016.4	97	563.5	137.1	184
市町村道		9,136.4	5,796.3	63	7,743.7	85	642.9	147.3	26,492
総 計		11,217.7	7,512.3	67	9,760.1	87	1,206.4	284.4	26,676

※ 緑化済延長は歩道に設置された植樹帯（列状、帯状）及び中央分離帯（緑化済）の延べ延長である。

※ 国道139号には、指定区間と指定区間外がある。

施 策	周辺の環境と調和した道路建設等の推進	担 当 課	道 路 整 備 課 道 路 管 理 課 都 市 計 画 課
-----	--------------------	-------	-------------------------------------

課	題
	1 周辺の環境と調和した道路空間を創出するため、沿道の交通状況並びに土地利用状況等を勘案し、必要な箇所の植樹帯等の設置の推進。 2 景観の阻害要因となる電柱・電線を無くし、良好な景観を形成する電線類地中化の推進。

利用区分	道路（一般道路）	基本施策	一般道路の整備のための施策
------	----------	------	---------------

現					況		
整備状況							
令和6年3月31日現在（単位：km、％、㎡）							
区域名	都 市 計 画 道 路						都 市 名
	道 路				広 場		
	路線数	計画延長	改良延長	改良率	箇所数	共用面積	
甲 府	72	196.8	128.3	65.2	5	24,850	甲府、甲斐、中央、昭和
富 士 北 麓	21	58.1	33.3	57.3	4	7,530	富士吉田、西桂、富士河口湖、山中湖、忍野
峡 東	21	30.4	19.5	64.2	4	12,700	甲州、山梨
都 留	12	23.0	10.1	44.0	2	2,640	都留
大 月	7	9.4	4.3	45.6	1	3,000	大月
韮 崎	20	24.8	19.9	80.1	1	4,500	韮崎、甲斐
市 川 三 郷	11	13.9	4.4	31.4	1	75	市川三郷、富士川
富 士 川	12	20.4	18.6	90.9	0	0	富士川
上 野 原	10	10.2	0.4	4.3	0	0	上野原
南アルプス	24	57.1	51.2	89.6	0	0	南アルプス
身 延	7	13.0	7.0	53.7	1	1,340	身延
笛 吹 川	10	17.9	7.8	43.7	1	3,600	甲府、笛吹、中央
計	227	475.1	304.7	64.1	20	60,235	

富士吉田市 交通広場除く。

広場は供用した箇所数及び面積である。

施 策	都市計画街路整備事業の推進	担 当 課	都市計画課
-----	---------------	-------	-------

課	題
都市の土地利用計画に基づき、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、日常生活と調和した道路の整備を積極的に推進する。	

利用区分	道路（農道）	基本施策	農道の整備のための施策
------	--------	------	-------------

現	況
道路整備事業は、生産基盤の整備のための基礎的な事業であるとともに、農村地域に住む人々の生活環境の向上にも大きく寄与している。 本県では、県営の「広域営農団地農道整備事業」「一般農道整備事業」「基幹農道整備事業」などの農道整備事業が実施されている。	

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	広域営農団地農道整備事業 （道整備交付金）	広域営農団地整備計画に基づき、農道網の基幹となるべき農道の整備を行うものであり、農畜産物流通市場の拡大・大量輸送等に対応するためのものとする。
	一般農道整備事業	樹園地を主体とした農産物の流通の合理化、省力化を目的とし、幹線農道から末端耕作道までの農道網を一体的に整備するものである。
	基幹農道整備事業	農業の振興を図るべき地域において、必要な農道のうち基幹的な農道の整備を行い、通称「農免農道」と言われている。

施 策	土地改良事業等の推進	担 当 課	耕 地 課
-----	------------	-------	-------

課	題
農道の整備は、農産物輸送の合理化や通作、農村生活の利便性の向上を図るとともに、都市農村交流や観光農業の振興にも寄与することとなる。 広域営農団地農道整備事業を始めとする基幹農道と、これに接続する支線農道を計画的に整備し、多様化する流通・販売に対応できるよう取り組んでいく。	

事業主体	実 績 ・ 計 画				所 管 課	
県	広域営農団地農道整備事業				耕 地 課	
	(単位：千円)					
	工 種	実績（R4年まで）		計画（R5年以降）		
		事業量	事業費	事業量		事業費
県	道路工	8, 423m	9, 296, 692	566m	591, 308	
	現在実施中の地区					
	一般農道整備事業 現在実施中の地区は無し					
県	基幹農道整備事業 現在実施中の地区は無し					

利用区分	道路（林道）	基本施策	林道の整備のための施策
------	--------	------	-------------

現		況	
林道開設の現況（林内のみ）		（R6. 3. 31 現在）	
地 域	森林面積 (ha)	延長 (km)	密度 (m/ha)
中 北	90,620	659	7.3
峡 東	56,402	413	7.3
峡 南	88,445	440	5.0
富 士 ・ 東 部	107,352	537	5.0
計	342,818	2,049	6.0

注・森林面積は令和 5 年 3 月末現在山梨県林業統計書による。

- ・道路延長は令和 5 年度末林道現況。（林内のみ）
- ・国有林、国有林内道路は除く。
- ・密度は延長を森林面積で除したもの。

林内路網整備計画に基づき、令和 11 年度までに林道密度を 6.2m/ha とすることを目標とし、林道の整備を推進している。

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	森林環境保全整備事業（開設、改良） （国補）	「地域森林計画」「森林・林業基本計画」に基づき、国庫補助、県単独補助により県営又は補助営により実施している。開設事業と並行して林道機能の向上、安全確保、災害防止、維持管理費の軽減を図るため、改良事業、舗装事業を実施している。
	道整備交付金事業（開設、改良、舗装） （国補）	
	山村地域活性化林道整備事業 （県単）	
	林道災害復旧事業（国補）	「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、天然現象により被災した林道施設の復旧。

施 策	林道開設事業等の推進	担 当 課	治 山 林 道 課
-----	------------	-------	-----------

課	題
1 森林資源の活用を意欲的に行う地域や整備効果の高い路線に重点的な投資を行っていく。 2 法面の保全や、橋梁の補修など改良事業を導入し、施設の強靱化を図る必要がある。また維持管理に要する経費確保には特に努める必要がある。	

事業主体	実 績	計 画	所 管 課
県 市 町 村	令和 5 年度末林道状況 ○637 路線 2,148km (県営 221 路線 1,170km、 市町村営等 416 路線 978km) 注・延長は林内・林外含む。	令和 2～11 年度 450km (林道分 100km)	治 山 林 道 課

⑤ 宅地

利用区分	宅地	基本施策	市街地の再開発のための施策
------	----	------	---------------

現

況

市街地内の低未利用の土地や建築物等が存在するなどにより、生活環境の悪化と都市機能が低下している地区において、細分化された宅地の統合、建築物の協同化・協調化並びに不燃化、さらには公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行うことにより、市街地における土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。このため、国の制度の積極的な活用を図り、さらに国補の増額要求などを行いながら、県としても、事業の困難さから、計画を策定する市町村に対して、国と歩調を合わせて補助を行うことにしており、甲府市をはじめとする中心市街地において、快適な都市環境の創造を目指して、市街地再開発事業の推進を図っている。

○事業化までのフロー

きっかけづくり

豊かなまちづくり推進事業

市街地の総合的な計画

市街地総合再生計画
地区・街区再生計画
事業化促進計画

推進地区の計画

基本計画
推進計画
A・B調査

事業化

事業計画策定
建築物整備
補償等

市街地再開発事業推進のための各種計画策定状況（R6. 3. 31 現在）

都市名	地区名	区域面積（ha）	状 況	
			年度	内 容
甲 府 市	丸 中	4. 12	S49	基 本 計 画
		1. 14	S53	推 進 計 画
	甲 府 駅 周 辺	10. 00	S54	基 本 計 画
	橘 第 一	0. 89	S58	推 進 計 画
	中 央 4 E	0. 68	S59	推 進 計 画
	橘 第 二	1. 56	S60	推 進 計 画
	寿 宝	6. 45	S63	基 本 計 画
	国 母 南	23. 00	H 3	地 区 更 新 計 画
	連雀問屋街	16. 70	H 3	地 区 再 生 計 画
	寿 宝	0. 30	H 3	推 進 計 画
	国 母 南	3. 75	H 4	推 進 計 画
	連雀問屋街	5. 00	H 4	街 区 整 備 計 画
	連雀問屋街	5. 00	H 5	事 業 化 促 進 計 画
	紅 梅	0. 60	H17	推 進 計 画
	中央一丁目	0. 20	H26	基 本 計 画
	丸の内一丁目	1. 10	R 4	基 本 計 画
甲 州 市	塩 山 駅 前	21. 60	H 1	地 区 再 生 計 画
		6. 70	H 3	街 区 整 備 計 画

施 策	市街地再開発事業等の推進	担 当 課	都 市 計 画 課
-----	--------------	-------	-----------

課	題																																																															
1 快適な都市環境の整備（まちづくり）を行うためには、単に道路や公園などの基礎整備を行うだけではなく、適切な土地利用によるオープンスペースの確保や不燃化による防災機能の向上とともに、デザインの的にも優れた建築物等を整備することにより、ゆとりとうるおいのある都市空間を創造することが必要である。 2 しかしながら、法定の再開発事業を行うためには、その地区に権利を持つ人々の合意形成がまず必要になり、土地や建物の共同利用化や自己資金を少なくするための保留床処分あるいは投資に見合う利潤を見極めることが必要になるなど、様々な課題が存在するため、事業の成立には、長期間をかけて多くの困難な課題を解決する必要がある。 3 こうしたことから、事業化を推進するためには事業制度の改善や補助制度の拡充とともに、地区の人々に対して、まちづくりあるいは生活環境の改善という観点から、同事業に積極的に取り組めるような様々な支援を行う必要がある。 4 住民に対し、快適に住まうということについて積極的な啓発もさることながら、地元市町村をはじめとする関係機関においても、事業に対する理解と指導者の育成が継続的に必要である。 5 また、事業エリア設定のし易さにより比較的取り組み易いとされる任意の再開発事業（優良建築物等整備事業等）を積極的に活用し、良好な都市景観の創出に繋げるとともに、ゆとりとうるおいのあるまちづくりの推進を図る。 ○再開発事業の事業実施地区 法定再開発事業（都市計画事業）R6. 3. 31 現在 <table><tr><th>都市名</th><th>地区名</th><th>区域面積（ha）</th><th>施行年度</th><th>事業認可</th><th>事業形態</th><th>備 考</th></tr><tr><td>甲府市</td><td>甲府紅梅</td><td>0. 56</td><td>H18～H23</td><td>H19. 1. 18</td><td>組合施行</td><td></td></tr><tr><td>甲府市</td><td>甲府中央4E</td><td>0. 44</td><td>H 8～H11</td><td>H 7. 12. 21</td><td>個人施行</td><td></td></tr></table> 法定再開発事業（非都市計画事業）R6. 3. 31 現在 <table><tr><th>都市名</th><th>地区名</th><th>区域面積（ha）</th><th>施行年度</th><th>事業認可</th><th>事業形態</th><th>備 考</th></tr><tr><td>甲府市</td><td>甲府国母南</td><td>2. 48</td><td>H8～H9</td><td>H8. 3. 14</td><td>個人施行</td><td></td></tr></table> 任意再開発事業（非都市計画事業）R6. 3. 31 現在 <table><tr><th>都市名</th><th>地区名</th><th>区域面積（ha）</th><th>施行年度</th><th>事業認可</th><th>事業形態</th><th>備 考</th></tr><tr><td>甲府市</td><td>寿 宝</td><td>0. 15</td><td>H 4～H10</td><td>H 4. 12. 17</td><td>共同化型4人</td><td></td></tr><tr><td>甲府市</td><td>中央一丁目</td><td>0. 20</td><td>H26～H29</td><td>H26. 11. 28</td><td>個人施行</td><td></td></tr><tr><td>甲府市</td><td>丸の内一丁目</td><td>1. 10</td><td>R 5～R10</td><td>R 5. 7. 31</td><td>個人施行</td><td></td></tr></table>		都市名	地区名	区域面積（ha）	施行年度	事業認可	事業形態	備 考	甲府市	甲府紅梅	0. 56	H18～H23	H19. 1. 18	組合施行		甲府市	甲府中央4E	0. 44	H 8～H11	H 7. 12. 21	個人施行		都市名	地区名	区域面積（ha）	施行年度	事業認可	事業形態	備 考	甲府市	甲府国母南	2. 48	H8～H9	H8. 3. 14	個人施行		都市名	地区名	区域面積（ha）	施行年度	事業認可	事業形態	備 考	甲府市	寿 宝	0. 15	H 4～H10	H 4. 12. 17	共同化型4人		甲府市	中央一丁目	0. 20	H26～H29	H26. 11. 28	個人施行		甲府市	丸の内一丁目	1. 10	R 5～R10	R 5. 7. 31	個人施行	
都市名	地区名	区域面積（ha）	施行年度	事業認可	事業形態	備 考																																																										
甲府市	甲府紅梅	0. 56	H18～H23	H19. 1. 18	組合施行																																																											
甲府市	甲府中央4E	0. 44	H 8～H11	H 7. 12. 21	個人施行																																																											
都市名	地区名	区域面積（ha）	施行年度	事業認可	事業形態	備 考																																																										
甲府市	甲府国母南	2. 48	H8～H9	H8. 3. 14	個人施行																																																											
都市名	地区名	区域面積（ha）	施行年度	事業認可	事業形態	備 考																																																										
甲府市	寿 宝	0. 15	H 4～H10	H 4. 12. 17	共同化型4人																																																											
甲府市	中央一丁目	0. 20	H26～H29	H26. 11. 28	個人施行																																																											
甲府市	丸の内一丁目	1. 10	R 5～R10	R 5. 7. 31	個人施行																																																											

利用区分	宅地	基本施策	宅地開発のための施策
------	----	------	------------

土 地 区 画 整 理 事 業 現 況

施行済地区

R6.3.31 現在（単位：ha）

都 市 名	地 区 名	施 行	面 積	施行年度
甲 府 市 ほ か	計 6 件	市・組合	計202.0	S22～S57
昭 和 町	押 越	組 合	3.1	S57～S59
昭 和 町	大 林	組 合	8.3	S58～S60
昭 和 町	第 二 押 越	組 合	2.5	S60～S62
甲 府 市 ・ 昭 和 町	神 屋	組 合	6.7	S60～S63
甲 府 市 ・ 昭 和 町	清水新居沖田	組 合	6.9	S63～H 3
昭 和 町 ・ 中 央 市	紙 漉 阿 原	組 合	20.4	S62～H 3
富 士 吉 田 市	小 原	組 合	1.8	S63～H 4
甲 州 市	塩 山 駅 南 口	市	1.7	S60～H 5
中 央 市	医 大 北 部	組 合	28.2	S62～H 6
甲 府 市	古 府 中 町	組 合	12.3	H 1～H 6
都 留 市	井 倉	組 合	1.4	H 6～H 8
甲 斐 市	境	組 合	15.1	H 3～H 9
富 士 川 町	船 場	組 合	3.3	H 4～H 9
甲 斐 市	篠 原 第 一	組 合	11.4	H 4～H 9
甲 府 市	国 母 駅 北	組 合	5.6	H 6～H11
甲 府 市	下 飯 田	組 合	5.6	H 6～H11
昭 和 町	河 西	組 合	7.2	H 4～H13
昭 和 町 ・ 中 央 市	鍛 冶 新 居 第 二	組 合	3.5	H 4～H13
昭 和 町	西 条 梅 の 木	組 合	2.7	H 7～H13
身 延 町	身 延 駅 前 通 り	町	4.1	H 2～H13
甲 府 市	住 吉	組 合	31.1	S63～H14
南アルプス市・富士川町	長 沢	組 合	16.6	H 4～H15
富 士 吉 田 市	城 山 東	組 合	15.7	H 6～H14
昭 和 町	西 条 第 一	組 合	23.7	H 5～H16
昭 和 町 ・ 中 央 市	鍛 冶 新 居	組 合	13.4	H 2～H18
富 士 吉 田 市	御 伊 勢 山	組 合	2.6	H 2～H18
富 士 吉 田 市	向 海	組 合	3.8	H 2～H18
南 ア ル プ ス 市	柿 平	組 合	27.6	H 4～H18
甲 府 市	大 里	組 合	18.8	H 8～H18
富 士 吉 田 市	田 端	組 合	5.5	H10～H18
都 留 市	田 原	組 合	5.8	H11～H18
大 月 市	駅 前 通 り 線	個 人	0.3	H13～H17
富 士 吉 田 市	新西原四丁目	組 合	2.7	H17～H21
甲 府 市	寿 宝	市	14.6	S59～H22
中 央 市	医 大 南 部	市	49.4	H13～H23
甲 府 市	山 宮	組 合	6.4	H 8～H24
富 士 吉 田 市	中 丸	組 合	3.5	H15～H29
富 士 河 口 湖 町	小 立	組 合	34.1	H17～H29
昭 和 町	常 永	組 合	63.4	H19～H29

土 地 区 画 整 理 事 業 現 況

施行済地区 続き

都 市 名	地 区 名	施 行	面 積	施行年度
市川三郷町・富士川町	山 王	組 合	4.6	H25～R 1
上 野 原 市	上野原駅南	組 合	3.3	H26～R 1
富 士 吉 田 市	雨 坪	組 合	4.4	H22～R 2
山 梨 市	山梨市駅前	市	5.8	H 5～R 4
富 士 吉 田 市	中央通り線	市	2.3	H17～R 4
都 留 市	井倉第二	組 合	9.7	H24～R 3
笛 吹 市	石和駅前	市	13.0	H 4～R5

施行中地区

R6.3.31 現在（単位：ha）

都 市 名	地 区 名	施 行	面 積	施行年度
甲 府 市	甲府駅周辺	市	21.9	H 3～R 8
富 士 吉 田 市	笹子丸尾	組 合	2.4	R 5～R 9
富 士 吉 田 市 ※	剣丸尾西	組 合	28.2	R 3～R 8

※）前倒し組合（法第14条第2項）

施 策	土地区画整理事業の推進	担 当 課	都 市 計 画 課
-----	-------------	-------	-----------

課		題		
1 土地区画整理事業の施行区域内の権利者は、公共施設用地等の必要な土地を供給する（減歩）ため、権利者の同意を得ることが困難である。 2 上記1のような問題に対し、理解を得るためには、積極的に権利者への働きかけが必要となり、県及び関係市町村における事業機関の執行体制の確立が必要である。				
山梨県 R6. 3. 31 全 国 R5. 3. 31 現在（都市計画年報データによる）				
区 分	施 行 済		施 行 中	
	地区数	面積（ha）	地区数	面積（ha）
山 梨 県	52	735. 9	3 ^{※)}	52. 5
全 国	11, 722	356, 838. 2	690	22, 092. 0

※）前倒し組合1地区を含む（法第14条第2項）

| 3 組合施行事業については、財政面において、県及び市町村の理解と助成制度が必要である。 | | | |

利用区分	宅地（住宅地）	基本施策	宅地開発のための施策
------	---------	------	------------

現

況

(単位：ha)

年度	住宅宅地供給量	年度	住宅宅地供給量
3	11.98	16	1.45
4	5.37	17	1.47
5	7.03	18	2.87
6	7.41	19	1.98
7	4.91	20	2.05
8	3.13	21	0.8
9	4.40	22	0.4
10	2.27	23	
11	3.25		
12	1.97		
13	1.04		
14	0.91		
15	0.74		

注：県住宅供給公社による住宅宅地供給量である。

なお、平成 17 年 3 月に策定された「山梨県住宅供給公社経営計画」において、分譲事業については、着手済の団地を除き、新規の事業は行わないこととした。

また、平成 22 年度に残存していた分譲地を全て売却し、分譲事業は終了となった。

施 策	公的機関等による宅地供給	担 当 課	建 築 住 宅 課
-----	--------------	-------	-----------

課	題
	公的機関等による宅地供給においては、環境やまちづくりに配慮した分譲団地の形成を進めてきた。 なお、平成 17 年 3 月に策定された「山梨県住宅供給公社経営計画」において、分譲事業については、着手済の団地を除き、新規の事業は行わないこととした。 また、平成 22 年度に残存していた分譲地を全て売却し、分譲事業は終了となった。

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	県営住宅建設・建替事業	県営住宅の建設・建替
	市町村営住宅建設・建替事業	市町村営住宅の建設・建替
	分譲住宅供給事業	一般分譲住宅・定期借地権付分譲住宅・分譲宅地の供給

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課
県	令和5年度県営住宅管理開始実績 42戸 甲斐市 玉川団地 公営 RC	住宅対策室
市 町 村	令和5年度市町村営住宅管理開始実績 47戸 大月市 駒橋団地 公営 RC エルムーン駒橋 地優賃 RC	
山梨県住宅 供給公社	※平成22年度に残存していた分譲地を全て売却し、分譲事業は 終了となった。	建築住宅課

利用区分	宅地（工業用地）	基本施策	工場の適正配置のための施策
------	----------	------	---------------

現		況		
工業団地名		面積 (ha)	企業数	備考
基工業団地	国母基幹工業団地	81.3	26	
	甲西〃	54.4	24 (17社1組合)	甲西家具団地協同組合（7社）
	釜無〃	56.2	19 (13社1組合)	釜無金属工業団地協同組合（6社）
	身延〃	8.7	3	
	東部〃	24.7	26	
地工業中核地	御勅使地域中核工業団地	20.5	1	菰崎（御勅使）農工団地
	峡南〃	14.7	3	農工団地（身延工業団地の拡張分）
	峡北〃	17.0	4	高根・須玉（峡北）農工団地
	富士北麓〃	6.8	4	富士吉田（富士北麓）農工団地
地区拠点工業団地	境川地区拠点工業団地	2.9	1	境川（前間田）農工地区
	市川三郷町上野〃	1.4	1	三珠（上野）農工地区
	大泉〃	5.0	2	大泉（宮地）農工地区
	御坂〃	13.8	7	御坂（金川）農工地区の一部のみ指定
	白根〃	16.2	1	白根（飯野）農工地区
	八田〃	15.6	1	八田（天房木）農工地区
	櫛形〃	6.4	6	櫛形農工地区
	双葉〃	9.1	4	双葉（下今井）農工地区
	富沢〃	4.8	1	富沢農工地区
	菰崎〃	10.0	3	菰崎（穂坂）農工地区
	若草〃	3.8	1	若草（加賀美）農工地区
	境川（石橋）〃	36.1	10	境川（石橋）農工地区
	上野原〃	19.8	40	
	武川〃	1.9	1	武川（牧原）農工地区
	八代〃	5.2	3	八代（天川）農工地区
	明野〃	4.7	1	明野（原）農工地区
	八田（御勅使南）〃	23.9	7	八田（御勅使）農工地区
	市川三郷町大塚〃	19.9	10	三珠（大塚）農工地区
	一宮（地場産業団地）〃	1.9	1	
※令和6年3月末現在				

施 策	工場適地への誘導	担 当 課	成長産業推進課
-----	----------	-------	---------

課			題			
工場適地は、工場の計画的集積を促進するため、工場立地法に基づく「工場立地調査簿」に記載されたエリアである。						
土地の所有者の多くは一般住民であり、土地利用調整と併せ工場用地の確保は大変むずかしくなっている。						
○工場適地一覧						
No.	工業地区	工場適地名	市町村名	適地面積	立地未決定面積 (ha)	備 考
1	峡北・峡西	御 勅 使	韮 崎 市	2.1	2.1	令和5年度調査
2	〃	下 教 来 石	北 杜 市	14.8	3.9	〃
3	郡 内	あ ら や	富 士 吉 田 市	21.0	12.9	〃
4	〃	ジラゴンノ	鳴 沢 村	13.7	13.7	〃

※令和6年2月1日現在

⑥ その他

利用区分	その他	基本施策	公共施設用地の確保のための施策
------	-----	------	-----------------

現	況
公共事業における事業効果を早期に発現するためには、事業期間に占めるウェイトが最も高い用地取得期間を短縮することが不可欠である。地権者のニーズが多様化するとともに、権利意識が高まる中、用地取得をできる限り円滑化・迅速化することが強く求められている。 また、補償は厳正かつ適正に行われる必要があり、説明責任や透明性の確保など、その観点からも、その要請は近年ますます強まっており、こうしたニーズに対応するため、次のような施策に取り組んでいる。 ① 必要なマンパワーを確保するため、用地交渉の民間委託を推進 ② 計画的な用地取得を推進するため、用地取得マネジメントを導入 ③ 困難案件を解決に導く対応力・交渉力を持つ職員を育成するため、用地人材育成を強化	

施 策	公共施設の円滑な整備のための公拡法等の適正な運用	担 当 課	用 地 課
-----	--------------------------	-------	-------

課										題								
公共用地の確保については、土地所有者の保有意識が依然として高く、また、権利意識の高まりや価値観の多様化などにより、用地取得が困難化し、迅速に用地を確保することができない場合がある。 このため、公拡法に基づく先行取得制度等を積極的に活用し、公共事業に係る用地の円滑な確保に努めていく必要がある。 ○「公有地の拡大の推進に関する法律」 この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、土地の先買制度、土地開発公社制度等の創設を内容として昭和 47 年に制定された。 これに伴い昭和 47 年 12 月から同法第 2 章に係る届出、申出に対する買取協議団体の決定等の事務を行っている。																		
種別	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
	4 条届出件数	11	13	9	11	23	21	25	24	21	21	25	38	30	24	37	13	25
	5 条申出件数	21	28	25	4	25	14	23	28	15	18	14	15	18	31	8	15	12
	合計	32	41	34	15	48	35	48	52	36	39	39	53	48	55	45	28	37

(令和 6 年 3 月末現在)

(当該事務は、平成 20 年度から希望する市町村に権限を移譲している。また平成 24 年 4 月からは法改正により、届出・申出に係る土地が市の区域に所在する場合は、当該市の長が行うこととされている。このため、平成 20 年度以降の処理状況は、県及び市町村の処理件数の合計を計上している。)

利用区分	その他	基本施策	未利用地の有効利用のための施策
------	-----	------	-----------------

現		況					
国土利用計画法第6章に規定される遊休土地に関する措置は、土地に関する権利の移転等の許可又は届出に際し行われる土地の利用目的の審査を事後的に補完する意味をかねて、取得後2年を経過した一定規模以上の土地で遊休土地として認定したものについて、その所有者等の自発性を極力尊重しつつ、助言、勧告等の措置を講じ、その積極的活用を図ろうとするものである。 (参考) 遊休土地実態調査の市町村別調査件数等一覧 (平成23年度)							
市町村数	調査件数	有効利用の方向性 該当件数	市町村等の 買取希望件数	低利用・未利用地の 件数	取得後2年以上 経過件数	利用を促す 必要がある件数	遊休土地 認定件数
10市町村	28	0	0	0	0	0	0

施 策	遊休土地制度による未利用地の有効利用	担 当 課	政 策 企 画 グ ル ー プ
-----	--------------------	-------	-----------------

課	題
国土利用計画法の遊休土地制度は、遊休土地の具体的な認定要件を法律で明確に定めることなく、行政の裁量に委ねており、制度自体の中に遊休土地の有効利用を直接強制手段をもたない行政指導の体系として構成されている。一定期間を経た時点で、未だ明確な利用目的をもたない土地の場合、行政指導により有効利用の方向へ導く必要がある。	

利用区分	その他	基本施策	良好な環境の確保のための施策
------	-----	------	----------------

現 況						
R5.3.31 現在						
区 分		計 画 決 定		開 設		
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	1人当たり公園 面積 (㎡/人)
住 区	街 区 公 園	64	19.88	125	38.52	0.54
	近 隣 公 園	27	49.60	31	55.94	0.79
	地 区 公 園	14	66.70	17	92.07	1.30
	住 区 基 幹 公 園	105	136.18	173	186.53	2.63
都 市	総 合 公 園	10	143.10	10	142.62	2.01
	運 動 公 園	5	133.90	5	124.67	1.76
	都 市 基 幹 公 園	15	277.00	15	267.29	3.77
広 域 公 園		5	368.70	5	217.70	3.07
特 殊 公 園	風 致	3	46.30	3	46.02	0.65
	歴 史	2	1.10	2	1.10	0.02
	墓 園	1	76.70	1	3.98	0.06
都 市 林		-	-	1	0.27	0.01
都 市 緑 地		6	61.70	10	92.25	1.30
緩 衝 緑 地		1	3.91	1	3.91	0.06
合 計		138	971.59	211	819.05	11.57

※都市計画区域内人口 708 千人

※開設には、都市計画決定されていない都市公園等も含む。

施 策	公園・緑地の計画的整備	担 当 課	景観まちづくり室
-----	-------------	-------	----------

課	題
災害に対する都市の安全の確保、活力ある長寿社会の形成、県民の健康の維持増進を図るとともに、広域的レクリエーション活動、創造的文化活動、自然とのふれあい、コミュニティー形成等の県民の多様なニーズに対応し、もって、安全、健康、快適な都市づくりを進めるため、都市公園の計画的な整備を推進する。	

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課
県	(都市基幹公園・総合公園) 御勅使南公園 計画決定 A=20.9ha A=33.5ha 昭和 61 年度 開設 笛吹川フルーツ公園 計画決定 A=32.2ha (内県整備区域 19.5ha) A=19.5ha 平成 7 年度 開設	景観まちづくり室
県	(都市基幹公園・運動公園) 小瀬スポーツ公園 計画決定 A=42.6ha A=46.0ha 昭和 61 年度 開設 釜無川スポーツ公園 計画決定 A=18.0ha (内県整備区域 14.5ha) A=14.5ha 昭和 46 年度 開設 A= 8.7ha 平成 26 年度 (5.8ha 甲斐市委譲)	
県	(特殊公園) 舞鶴城公園 計画決定 A= 6.8ha 平成 2 年度より事業 開始 A= 6.5ha 昭和 37 年度 開設	
県	(大規模公園・広域公園) 富士北麓公園 計画決定 A= 180ha A=31.6ha 昭和 61 年度 開設 曽根丘陵公園 計画決定 A=40.4ha A=38.1ha 昭和 61 年度 開設 富士川クラフトパーク 計画決定 A=53.0ha A=52.8ha 平成元年度 開設 桂川ウェルネスパーク 計画決定 A=44.2ha 平成 6 年度より事業 開始 A=42.1ha 平成 18 年度 開設	

利用区分	その他	基本施策	良好な環境の確保のための施策
------	-----	------	----------------

現	況
---	---

国土利用計画では、土地の投機的取引や高騰による弊害を除却し、かつ、適正・合理的な土地利用を確保するため、一定規模以上の土地取引に対して行政が直接的に介入し、価格及び利用目的等から審査を行う届出勧告制度の措置がとられている。

この届出勧告制度においては、平成 10 年 9 月 1 日施行の一部法改正により、下落傾向にあった地価動向等を踏まえ、土地取引の円滑化に資するために、取引前の届出に代えて取引後の届出とする「事後届出制度」が創設されるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り届出を事前とする「注視区域制度」が創設された（監視区域制度は従前どおり）。

なお、地価の急激な上昇を抑制するため、昭和 63 年 12 月から逐次指定してきた本県の監視区域については、平成 7 年 5 月 1 日に全域を解除している。

土地取引届出状況

(面積：ha)

利用目的	年	18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住 宅 地		13	9.14	10	3.58	3	7.46	4	2.75	13	7.14	11	4.83	13	2.70	21	4.80
別 荘 地		1	2.84	4	4.33	1	1.25	1	0.53	1	3.06	1	1.26	0	0	0	0
商業・生産施設		17	23.83	35	35.46	18	24.14	6	13.15	11	3.70	3	2.08	13	13.34	9	4.10
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)		1	0.66	3	1.93	2	6.34	1	4.33	0	0	0	0	0	0	0	0
林 業		4	10.78	2	2.63	0	0	1	1.55	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・畜産業		1	2.05	1	1.27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産保有・その他		8	15.37	91	60.85	100	41.76	126	57.38	109	36.36	37	28.93	33	30.89	39	19.60
合 計		45	64.67	146	110.05	124	80.95	139	79.69	134	50.26	52	37.10	59	46.93	69	28.50

利用目的	年	26年		27年		28年		29年		30年		元年		2年		3年	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住 宅 地		13	6.14	19	4.65	23	5.14	18	9.36	12	2.26	8	1.87	13	5.37	13	21.4
別 荘 地		0	0	0	0	0	0	2	3.08	1	0.98	0	0	0	0	0	0
商業・生産施設		10	9.56	19	22.75	18	34.34	20	34.75	11	18.02	38	26.08	31	15.41	38	17.4
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)		3	155.69	1	4.59	4	5.21	0	0	3	14.85	2	0.88	0	0	1	0.1
林 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.41	0	0	0	0
農業・畜産業		0	0	1	9.96	0	0	0	0	0	0	16	1.47	0	0	1	1.3
資産保有・その他		107	45.98	50	62.64	42	20.99	53	133.52	206	58.78	286	42.74	243	62.91	177	43.0
合 計		133	217.37	90	104.59	87	65.67	93	180.71	233	180.71	351	77.44	287	83.69	230	83.2

利用目的	年	4年	
		件数	面積
住 宅 地		14	2.1
別 荘 地		4	4.5
商業・生産施設		17	39.1
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)		7	3.8
林 業		2	5.1
農業・畜産業		0	0
資産保有・その他		86	26

事前確認申請状況（1区画 500 m²未満の宅地分譲地）

(面積：ha)

利用目的	年	元年			2年			3年			4年			5年		
		件数	区画数	面積	件数	区画数	面積	件数	区画数	面積	件数	区画数	面積	件数	区画数	面積
分 譲 地		138	5,226	66.87	149	1,342	43.43	308	2,253	63.44	382	2,701	64.85	299	2,095	56.19
マンション		19	3,719	12.65	28	2,839	16.32	69	9,042	23.40	61	5,359	16.55	40	5,296	12.23
計		157	8,945	79.52	177	4,181	59.75	377	11,295	86.84	443	8,060	81.40	339	7,391	68.42

利用目的	年	6年			7年			8年			9年			10年		
		件数	区画数	面積	件数	区画数	面積	件数	区画数	面積	件数	区画数	面積	件数	区画数	面積
分 譲 地		247	2,435	70.49	115	1,263	43.50	70	954	38.78	66	1,089	39.49	41	665	22.74
マンション		23	2,552	5.64	8	1,505	2.52	8	1,010	2.90	5	653	1.32	3	515	0.80
計		270	4,987	76.13	123	2,768	46.02	78	1,964	41.68	71	1,742	40.81	44	1,180	23.54

※平成 10 年 9 月より、法改正により申請はない。

施 策	投機的取引の排除、地価高騰の抑制	担 当 課	政 策 企 画 グ ル ー プ
-----	------------------	-------	-----------------

課	題
	全国の地価は、バブル崩壊後長期にわたって下落している。 本県においても下落が続いているが、令和３年８月に中部横断自動車道が開通したほか、リニア中央新幹線などの大規模プロジェクトを抱えており、今後とも地価動向を注視するとともに、適正で合理的な土地利用を確保していく。 また、再度の地価上昇時には、注視区域の指定や監視区域の再指定について、機動的に、的確に制度の運用を図っていく必要がある。 平成２３年１０月１日から、四半期ごとに、甲府市、中央市、昭和町内の地価動向調査を実施している。

利用区分	その他	基本施策	良好な環境の確保のための施策
------	-----	------	----------------

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	武田の杜	青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供し、健康の増進及び豊かな情操の涵養を図る。
	県民の森	青少年その他の県民が恵まれた自然の中で緑に親しみ、自然とのふれあいを体験する場を提供する。
	やまなしの歴史文化公園	郷土の歴史的文化的資産が、周囲の自然環境や景観と一体となって、山梨らしさを象徴している地域の保全と活用を図る。
	八ヶ岳環境と文化のむら	八ヶ岳南麓一体の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通して、その仕組みを学習し理解する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場を提供する。

施 策	レクリエーション施設の計画的整備	担 当 課	関 係 各 課
-----	------------------	-------	---------

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課
県	〔武田の杜〕 2,500ha (健康の森) 195ha サービスセンター1棟、森林学習展示館1棟、キャンプサイト12、 デイキャンプ場(バーベキュー場)7サイト、ログキャビン3棟、 シャワー施設1棟、岩石園、自由広場、遊歩道20.0km、展望台1棟、 あずまや1棟、野鳥昆虫観察小屋1棟、林間広場、 トイレ、水飲場、手洗場、駐車場、マウンテンバイクエリア等 (樹木見本園) 6ha あずまや2棟、休憩舎1棟、遊歩道1.3km、トイレ、水飲場、 樹林等 (幹線遊歩道) 23.6km 休憩舎4棟、トイレ、水飲場	県有林課
	〔鳥獣センター〕 1ha 管理棟兼展示館2棟、飼育舎3棟等	自然共生 推進課
県	〔県民の森〕 953ha 登山道 35.0km	県有林課
市 町 村	〔やまなしの歴史文化公園〕 指定箇所 24ヶ所 約30,100ha	景観まち づくり室
県	(実績) センター地区 八ヶ岳自然ふれあいセンター 鉄骨平屋建 798.66 m ² 園 地 2,018 m ² 自然観察路 W=1.5m L=1,270m スポット地区 11ヶ所(北杜市内の特色のある自然環境や歴史文化 遺産等を有する地区を指定し、センターと連携した実体験の場とし ている)	自然共生 推進課

	施 策 名		施 策 の 内 容	
関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家		児童の健康を増進し、かつ、情操を豊かにし、もって心身ともに健やかな児童の健全育成を図るための総合的な施設として整備。	
	(山梨県立科学館)		青少年をはじめとする県民の科学に対する関心と理解を深め、豊かな感性と創造性を育む。	

事業主体	実 績 ・ 計 画	所 管 課																																																
県	(実績) 建設着手：昭和 45 年 5 月 5 日 開園：昭和 46 年 5 月 5 日 面 積：約 41.9ha 主 施 設：①愛宕山こどもの国 自由広場（巨大遊具）、 芝生広場、キャンプ場、 変形自転車 利用者の推移 <table><tr><th>施設 年度</th><th>こどもの国</th></tr><tr><td>21</td><td>280,145</td></tr><tr><td>22</td><td>266,174</td></tr><tr><td>23</td><td>276,900</td></tr><tr><td>24</td><td>250,321</td></tr><tr><td>25</td><td>205,505</td></tr><tr><td>26</td><td>194,398</td></tr><tr><td>27</td><td>210,242</td></tr><tr><td>28</td><td>197,512</td></tr><tr><td>29</td><td>210,181</td></tr><tr><td>30</td><td>206,563</td></tr><tr><td>R1</td><td>201,065</td></tr><tr><td>R2</td><td>114,958</td></tr><tr><td>R3</td><td>143,756</td></tr><tr><td>R4</td><td>159,636</td></tr><tr><td>R5</td><td>296,030</td></tr></table>	施設 年度	こどもの国	21	280,145	22	266,174	23	276,900	24	250,321	25	205,505	26	194,398	27	210,242	28	197,512	29	210,181	30	206,563	R1	201,065	R2	114,958	R3	143,756	R4	159,636	R5	296,030	子 育 て 政 策 課																
施設 年度	こどもの国																																																	
21	280,145																																																	
22	266,174																																																	
23	276,900																																																	
24	250,321																																																	
25	205,505																																																	
26	194,398																																																	
27	210,242																																																	
28	197,512																																																	
29	210,181																																																	
30	206,563																																																	
R1	201,065																																																	
R2	114,958																																																	
R3	143,756																																																	
R4	159,636																																																	
R5	296,030																																																	
	②山梨県立科学館（H10.7 開館） 展示室、スペースシアター（プラネタリウム）、 科学実験工作室、天体観測室、 あそびの部屋等 <table><tr><th>施設 年度</th><th>入館者数</th><th>スペースシアター 観覧者数</th></tr><tr><td>21</td><td>138,547</td><td>36,758</td></tr><tr><td>22</td><td>152,119</td><td>66,758</td></tr><tr><td>23</td><td>162,209</td><td>52,764</td></tr><tr><td>24</td><td>166,931</td><td>56,196</td></tr><tr><td>25</td><td>166,119</td><td>47,521</td></tr><tr><td>26</td><td>148,184</td><td>38,747</td></tr><tr><td>27</td><td>170,969</td><td>54,524</td></tr><tr><td>28</td><td>173,732</td><td>55,241</td></tr><tr><td>29</td><td>168,660</td><td>50,970</td></tr><tr><td>30</td><td>154,874</td><td>48,831</td></tr><tr><td>R1</td><td>140,703</td><td>49,560</td></tr><tr><td>R2</td><td>71,267</td><td>23,304</td></tr><tr><td>R3</td><td>103,870</td><td>37,629</td></tr><tr><td>R4</td><td>142,003</td><td>41,563</td></tr><tr><td>R5</td><td>149,524</td><td>42,451</td></tr></table>	施設 年度	入館者数	スペースシアター 観覧者数	21	138,547	36,758	22	152,119	66,758	23	162,209	52,764	24	166,931	56,196	25	166,119	47,521	26	148,184	38,747	27	170,969	54,524	28	173,732	55,241	29	168,660	50,970	30	154,874	48,831	R1	140,703	49,560	R2	71,267	23,304	R3	103,870	37,629	R4	142,003	41,563	R5	149,524	42,451	生涯学習課
施設 年度	入館者数	スペースシアター 観覧者数																																																
21	138,547	36,758																																																
22	152,119	66,758																																																
23	162,209	52,764																																																
24	166,931	56,196																																																
25	166,119	47,521																																																
26	148,184	38,747																																																
27	170,969	54,524																																																
28	173,732	55,241																																																
29	168,660	50,970																																																
30	154,874	48,831																																																
R1	140,703	49,560																																																
R2	71,267	23,304																																																
R3	103,870	37,629																																																
R4	142,003	41,563																																																
R5	149,524	42,451																																																

関 連 事 業 （ 制 度 ・ 事 業 ）	施 策 名	施 策 の 内 容
	富士の国やまなし観光振興施設整備事業	地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設を整備し、本県のイメージアップを図り、観光立県「富士の国やまなし」の実現に資するため、施設整備を行う市町村等に対して助成する。
	森林公園金川の森	金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を中心とした森林を将来にわたって保存し、保安林機能の増進を図るとともに、県民の保健休養の場として活用する。

事業主体	実 績 ・ 計 画		所 管 課
市 町 村 地 域 観 光 振 興 協 議 会 ほ か	事業費 20年度 12 159,193 21年度 13 165,752 22年度 9 119,806 23年度 12 165,565 24年度 12 174,879 25年度 12 213,960 26年度 10 177,331 27年度 6 158,704 28年度 10 229,178 29年度 10 187,702 30年度 8 170,293 1年度 7 162,896 2年度 10 127,879 3年度 8 164,052 4年度 12 278,228 5年度 8 95,182		観光資源課
県	〔金川の森〕 36.2ha （どんぐりの森） 10.9ha サービスセンター1棟、野の花広場、遊具施設、 ターゲットバードゴルフ場（ミニコース）、森の架け橋、 森のせせらぎ、峯望池、トイレ、駐車場、バーベキュー場、 サイクルステーション1棟等 （スポーツの森） 11.3ha サイクルステーション1棟、カートピット1棟、乗り物広場、 ターゲットバードゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設、 トイレ、駐車場等 （さくらの森） 2.7ha 桜堤、花見台、トイレ、駐車場等 （ふれあいの森） 3.7ha 芝生広場、トイレ、駐車場等 （かぶとむしの森） 5.3ha バードデッキ1基、遊具施設、野鳥のせせらぎ、トイレ、 ゲートボール場、駐車場、いきもの観察施設、空中観察施設等 （こもれびの森） 2.3ha 芝生地、ドッグラン、水飲場等		県有林課